

## 一交会情報処理実施要綱

### 第1条 総則

この要綱は一交会個人情報保護に関する方針に基づき、一交会における情報処理を安全かつ正確に処理することを目的として定める。

**第2条 定義** この要綱において「法律」とは「個人情報の保護に関する法律」をいう

- 2 この要綱において「会則」とは「一交會会則」をいう
- 3 この要綱において「個人」とは個々の一交會会員をいう
- 4 この要綱において「個人情報」とは「個人」を特定できる、紙あるいは電子媒体に記録された情報をいう
- 5 この要綱において「個人データ」とは「個人情報」を電子媒体に記録したものをいう
- 6 この要綱において「保有個人データ」とは「個人データ」のうち、開示や内容の訂正ができる権限を持つデータをいう
- 7 この要綱において「個人情報データベース」とは、「保有個人データ」の集まりであって、「個人情報」の入力、検索、出力が容易に行うことのできるものをいう

**第3条 情報処理従事者** 一交會においてコンピュータを利用した情報処理に従事する者は予め会長が委嘱した次の者とする。

- 一 「会則」第11条第3項に定める情報処理責任者
  - 二 「会則」第11条第4項に定める情報処理担当者
- 2 情報処理従事者は次のことに努めなければならない
- 一 「法律」第十九条の定めるところにより、情報の正確な処理に努めなければならない
  - 二 「法律」第二十条の定めるところにより、情報の漏洩の防止のために万全に尽くさなければならない
  - 三 上記の一と二号に関して事故があった場合は、速やかに対策するとともに、その経緯を会長並びに事務局長に報告し、かつ記録しておかなければならない
- 3 情報処理従事者は業務の開始に先立ち、別紙様式第1号の個人情報処理保護遵守誓約書を会長に提出しなければならない。

**第4条 情報処理機器の使用** 本会の情報処理には予め定めた情報処理機器を使用しなければならない

- 一 使用情報処理機器の使用場所、機種名及び機種構成は、情報処理責任者が定めた後、会長及び事務局長に報告しなければならない
- 二 「個人情報データベース」を保存し処理する情報処理機器はインターネットに接続してはならない
- 三 「個人情報データベース」を保存し処理する情報処理機器は施錠可能な建造物の中で使用し、情報処理従事者が不在の場合はその建造物を施錠しなければならない
- 四 「個人情報データベース」を保存し処理する情報処理機器は固定した場所で使用し、移動してはならない。ただし、やむを得ない理由で情報処理責任者が承認した場合は、

一時的に移動して使用することができる

- 五 ホームページの作成、メールの送受信に使用する情報処理機器には、「個人情報データベース」及び「保有個人データ」を保存してはならない

**第5条 情報処理機器の廃棄** 本会の情報処理に使用した情報処理機器のうち「個人情報」を記憶している機器及び過去に記憶したことがある「個人情報」を記憶したことがある機器を本会の管理から除外する場合は情報処理責任者のみが行うものとする。ここで除外とは廃棄、譲渡及び売却などにより情報処理責任者が管理できなくなった状態をいう

- 2 前項の除外は、その情報処理機器の記憶媒体から「個人情報」を解読できない方法で廃棄しなければならない
- 3 前項の除外を行った経緯はこれを文書に記録し、保存しておかなければならない

**第6条 情報処理システム** 本会における情報処理はすべて情報処理従事者のみが行い外部委託はしないものとする

- 2 情報処理責任者は一交会における情報処理に関して次の文書を作成しておかなければならない
- 一 「個人情報データベース」の構造を記述した文書
  - 二 「個人情報データベース」の処理方法を記述した文書
  - 三 「個人情報データベース」の処理経過を記述した文書
  - 四 一交会ホームページの更新記録
  - 五 一交会が送受信したメールの記録

**第7条 個人データの入手** 「法律」第十七条の定めるところにより、情報処理従事者は「個人」の承諾を得て「個人情報」を取得し、偽りその他不正の手段により「個人情報」を取得してはならない

- 2 一交会が「個人」から入手する「個人情報」の項目は、氏名、旧姓、ふりがな、性別、卒業年、クラス、現住所の郵便番号、現住所、電話番号、電子メールアドレスとし、これらのうち「個人」が提供を同意したものをいう
- 3 情報処理責任者は新たに一交会会員となる者に対して、「個人情報」の利用目的を説明し、「個人情報」の入手と利用について同意を得なければならない

**第8条 個人データの正確性の確保** 「法律」第十九条の定めるところにより、情報処理従事者は「保有個人データ」を正確かつ最新の情報に保つよう努めなければならない

- 2 情報処理従事者は原則として「個人」本人の同意を得て入手した個人情報でなければ「保有個人データ」を訂正又は削除してはならない
- 3 「個人」が自らの「個人情報」のすべての削除を一交会に申し出た場合は、本要綱が定めた様式2号「個人情報削除届」を情報処理責任者に提出し、情報処理責任者は情報処理従事者に「個人情報」のすべての削除を命じ、情報処理責任者はこれを確認しなければならない
- 4 「個人」が自らの「個人情報」の訂正、一部削除又は復活を一交会に申し出た場合は、

本要綱が定めた様式3号「個人情報訂正届」を情報処理責任者に提出し、情報処理責任者は情報処理従事者に訂正、一部削除又は復活を命じ、情報処理従事者が「保有個人データ」の訂正、一部削除又は復活をさせるものとし、情報処理責任者はこれを確認しなければならない

- 5 個人情報を削除した「保有個人データ」には氏名と卒業年次のみ残存させるものとし、削除したことが解るコードを附し、削除した年月日を記録するものとする

**第9条 個人情報データベースの安全管理** 「法律」第二十条の定めるところにより、情報処理従事者は「保有個人データ」の安全管理に努めなければならない

- 2 「保有個人データ」は永久保存する
- 3 情報処理従事者は「保有個人データ」が紛失あるいは盗難されないようにするための具体的な方策を定めて文書化し、これを護ることに努めなければならない
- 4 情報処理従事者は「保有個人データ」を正確かつ安全に保管するための具体的な方策を定めて文書化し、これを護ることに努めなければならない

**第10条 個人データの利用** 「法律」第十五条及び第十六条の定めるところにより「個人データの利用」に関して次の項目を定める

- 2 「個人データ」は原則として本人以外に開示しない
- 3 本会は「個人データ」を本会会報の「個人」への発送もしくは本人への連絡のため以外の目的で利用してはならない
- 4 前項のために使用するデータは連絡番号、氏名、郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス及び会費納入情報とする
- 5 3項の規定にかかわらず、本会は「個人情報」を「個人」の所属する同期会やクラス会の幹事等に提供することができる
- 6 前項の場合、同期会やクラス会を主催しようとする幹事等は2名の申請者を定め、本会から提供された「個人情報」を使用することについて、これに記載されている「個人」の同意を得ることを明記した、様式4号「個人情報利用届」を情報処理責任者に提出し、情報処理責任者の承認を得なければならない
- 7 情報処理従事者は「個人」および情報処理責任者の同意がなければその「個人」の「個人情報」を他の「個人」または第三者に提供してはならない
- 8 前項の提供を行った場合、情報処理従事者は提供にいたるまでの経緯を文書として保存しておかなければならない

**第11条 ホームページの運用** 情報処理責任者は本会のホームページを置くサーバーコンピュータならびにメールサーバーを設置ならびに運営するプロバイダーを定める

- 2 本会のホームページの制作と更新は情報処理従事者のみが行い、外部に委託しないものとする
- 3 情報処理責任者はプロバイダーに対して本会のホームページが安全に運営されるための次のことを誓約させなければならない
  - 一 不正なアクセスをさせないための仕組みを設けること

- 二 「個人」のパスワードや「個人データ」の漏洩や盗難をさせないための仕組みを設けること
- 三 ホームページへのアクセスおよびメール更新の記録させるための仕組みを設けること
- 4 情報処理従事者は少なくとも一日一回以上本会のホームページを閲覧して正常に公開されていることを確認し、不正な書き込みがなされていないことを確認しなければならない
- 5 前項で異常が発見された場合は速やかに会長及び事務局長に連絡し、異常事態の回復ならびに異常によって予想される問題に対処しなければならないとともに、その経緯を記録し保存しなければならない

**第12条 文書の管理** 本会の情報処理によって発生した文書の管理責任は情報処理責任者が負う

- 2 情報処理従事者は、本会の情報処理によって発生した文書が、情報処理従事者以外の者に閲覧できないように努めなければならない
- 3 第5条3項、第6条2項の1号から5号、第8条5項、第9条2項の2号と3号、第10条8項及び第11条5項に定めた文書は下記により管理しなければならない
  - 一 上記文書の保存期間はそれらの文書が使用されなくなった日から3年間とする
  - 二 上記文書は会長、事務局長及び情報処理従事者以外には公開しないものとする
  - 三 情報処理責任者が保管し管理する。
  - 四 上記文書で保存期間を経たものはそ文書を解読できない方法で廃棄しなければならない

**第13条 情報処理従事者の監督** 「法律」第二十一条の定めるところにより情報処理従事者に「個人データ」を取り扱わせるに当たっては、「個人データ」の安全管理が図られるよう、情報処理従事者に対する適切な監督を行わなければならない

**第14条 本実施要綱の公表** 「法律」第二十四条の定めるところにより、情報処理責任者は一交会会報又は一交会ホームページを利用して、本実施要項を「個人」が知り得る状態に置かなければならない

制定日 平成17年6月18日